

議案第13号

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和4年2月16日

提出者 葛飾区長 青木 克徳

(提案理由)

不妊治療のための休暇（出生サポート休暇）を新設する必要があるため、本案を提出いたします。

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成10年葛飾区条例第3号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項各号中「公民権行使等休暇」の次に「、出生サポート休暇」を加える。

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。